

平成29年10月6日
航空局安全部運航安全課

操縦技能審査員 各位

小型航空機の運航の安全確保及び特定操縦技能審査実施細則等の改正について
(通知)

1. 背景

本年7月18日、運輸安全委員会は、平成27年7月26日に個人所属パイパー一式PA-46-350P型機が調布飛行場を離陸直後に住宅に墜落し、住民を含む3名が死亡、5名が負傷した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。同報告書によれば、本事故は、同機が最大離陸重量を超過した状態で飛行したこと、低速で離陸したこと及び過度な機首上げ姿勢を継続したことにより、離陸上昇中の速度が低下したことが事故原因と推定しています。また、事故原因を踏まえ、国土交通大臣（航空局）あてに安全向上策として、自家用小型航空機の操縦士に対し、以下の内容について理解の促進、指導の強化を行うよう勧告がなされています。

- 出発前の確認における最大離陸重量及び重心位置限界の遵守に加えて、飛行規程に規定された性能上の要件を満たしていることを確認すること
- 飛行規程に規定された速度及び手順を常に遵守するとともに、離陸時に加速不足又は速度の減少等の飛行性能の低下が発生した場合に備えて、飛行規程の非常操作手順に従うことを含め、常日頃から対処法を考えておき、出発前の準備時に操縦士自身がセルフブリーフィングを行ってこれらの対処方法を確認すること

2. 通知内容

航空局では、当該報告書の公表を受け、同日付で関係団体を通じて当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書を発出したところですが、本年9月25日に開催された第三回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びNPO法人AOPA-JAPANの協力を得て、離陸重量等の出発前の確認の確実な実施並びに飛行規程の遵守及び非常事態への備えに関するリーフレット（別添1）を新たに

作成するとともに、特定操縦技能審査に関する実施細則及び口述ガイダンスを改正（別添2）して当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、各操縦技能審査員におかれましては、以下についてご対応願います。

なお、当該改正は本年12月1日より施行することとしていますが、リーフレットの配布及び理解促進については本文書受領次第実施するとともに、リーフレット内容の重点的な審査についても可能な限り前倒して実施して頂きますよう依頼いたします。

（1）リーフレットの配布及び理解促進（本文書受領次第実施）

事前調整の段階など可能な限り特定操縦技能審査を実施する前に、受審者である操縦士に対し、リーフレットを入手するとともに内容を十分に理解しておくよう依頼（当該リーフレットは、航空局ホームページ

[（http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000061.html）](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000061.html)より入手可能）するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会などにおいてリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を図ること。

（2）特定操縦技能審査における重点的な審査（本年12月1日より施行するが、可能な限り前倒して実施）

改正後の特定操縦技能審査に関する実施細則及び口述ガイダンスに基づき、離陸重量等の出発前の確認の確実な実施並びに飛行規程の遵守及び非常事態への備えに関し、実技審査等において重点的に審査するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会においてもリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を改めて確認すること

3. その他依頼事項等

（1）第三回小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、本年9月21日付で再度依頼したとおり、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ [（http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html）](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

（2）今般の特定操縦技能審査実施細則等の改正に加えて、平成25年12月2日付で雲中飛行におけるVFR飛行に関する注意喚起及び特定操縦技能審査における理解の確認を指示する文書を発出しているところ、当該内容についても

確実に実施願います。

(3) 第三回小型航空機等に係る安全推進委員会において、今後とも事故等の発生を受け必要に応じて特定操縦技能審査実施細則等を見直すとともに、特定操縦技能審査の実態把握・実効性確保の観点から航空法第134条の規定に基づく報告徴収及び立入検査を行うこととなりましたので、あらかじめ了知願います。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課
技能審査係・小型機安全対策係
(03-5253-8737)